



# 幼稚園教育要領改訂案をめぐつて

莊 司 雅 子

△▽

この度文部省が教育課程審議会の答申にもとづいて幼稚園教育を全般的にあらため、新しい教育要領案を発表した。改訂の基本方針は次のようにうたっている。

一、幼稚園教育の意義と独自性を明確にし、本来の目的を達成するようとする。  
二、幼稚園教育の内容をつぎのような観点から精選し、教育効果を高める。

1 基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成する。2 道徳性の芽ばえをつかう。3 健康、安全の教育を徹底する。4 自然および社会の事象について正しい関心をもたせ、思考力の芽ばえをつかう。5 正しいことばづかいを身につけさせる。6 創造的な表現力を伸ばす。7 生活の適応に必要な習慣態度、技能を身につけれる。

三、幼稚園における指導上の留意事項を明示し、総合的な指導が行なわれるようにする。

五、幼稚園教育課程の基準を明確にする。

幼稚園の教育についてはすでに昭和二十一年に制定された学校教育法第七十七条と第七十八条に次のとおり明示している。

第七十七条（目的） 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第七十八条（教育の目標） 幼稚園は、前条の目的を実現するためには、左の各項に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一、健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体機能の調和的発達を図ること。  
二、園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及自律の精神の芽生えを養うこと。

三、身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四、言語の使い方を正しく導き、童話、絵本などに対する興味を養うこと。

五、音楽、遊戯、絵画その他の方針により、創作的表現に対する興味を養うこと。

今この両者をみて明らかなるように、改められた基本方針の特色としてみられるものは、「道徳性の芽生えをつちかう」ということ、「自然および社会の事象について正しい関心をもたせ、思考力の芽ばえをつちかう」という点をはつきりうち出していることである。ところが第七十八条の第二項である「園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと」という民主社会に生きるものにとってもっとも重要にして基本的な原理を強調していないのは遺憾である。というのは幼稚園生活の第一の目標はむしろここに置くべきものであり、そのうえにたっての、道徳性の芽ばえや思考力の芽ばえをつちかうべきではないであろうか。健康、安全教育も、正しいことばづかいを身につけさせることも、創造的な表現力を伸ばすこと、習慣態度や技能を身につけさせることなどの教育もすべて「集団生活の経験」ということどきはなして行なわれるべきものであってはならない。從来、われわれの道徳的なしつけにしても学習指導においても一番かけている点は、「社会性」つまり他人の立場を尊重しながら自らの立場を主張する点、他人の行動に留意しながら自らの行動

をとるという点、自らの欲しない事柄を他人におしつけない心がけなどである。なるほどこの点は改められた基本方針の(2)の中に「正しい社会的態度を育成する」ということはあるが、これだけは十分な表現とはいえない。「集団生活に喜んで参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽ばえを養う」ということを改訂の基本方針としてもっと積極的に打ち出さなければならないと思う。

要するに幼稚園教育についてはすでに十六年前に立派な法律ができているのにもかかわらず、当局は就学前の教育に関心を寄せず野放しにしてきた。一般の人々も幼児教育について正しい理解を充分にもたず、ややもすれば幼児を小型のおとななどみたり、幼稚園を小型の学校と解したりしてきた。また幼稚園の教師も社会的な地位や待遇の点から一般的の教師よりも低いもののようにみられ、また取り扱われてきた。したがって幼稚園によい教師をうるということは事実上困難な状態にあつた。よい教師がえられなければ、正しい幼児教育を行なわれるはずがない。しかし幼児教育の重要性が国内外の学者によって強調されるにつれ、わが国の幼児教育施設は過去十数年の間に量的に非常な増加をみた。毎年幼稚園や保育所に通う幼児の数も次第にふえつた。ところが当局の幼児教育に対する無関心と、よき幼児教育者が十分えられなかつたという二つの点から、わが国の幼児教育は、本来の姿からゆがめられてきたことはいなめない事実である。この事実を昨今、首相や文相らの気づくところとなつて、ついに文部省は幼稚園教育振興計画を発表し、教育内容の改善にのり出した。これはまことに遅きに失したとはいえ、

わが国幼児教育の将来にとつてよろこばしいことである。

## △二▽

次に改訂の基本方針に従つて幼稚園の教育内容の改訂案は、次の六領域に分けて発表している。

### 健康

- 1、健康な生活に必要な習慣や態度を身につける。2、いろいろな運動に興味をもち身体諸機能が調和的に発達するようになる。
- 3、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

### 社会

- 1、個人生活における望ましい習慣や態度を身につける。2、社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。3、身近な社会の事象に興味や関心をもつ。

### 自然

- 1、身近な動物を愛護し、自然に親しむ。2、身近な自然の事象などに興味や関心をもち、自分で見たり考えたり扱つたりしようとする。
- 3、日常生活に適応するために必要な簡単な技能を身につける。
- 4、数量や图形などについて興味や関心をもつようになる。

### 言語

- 1、人のことばや話などを聞いてわかるようになる。2、経験したことや自分の思うことなどを話すことができるようになる。
- 3、日常生活に必要なことばが正しく使えるようになる。4、絵

本、紙しばいなどに親しみ想像力を豊かにする。  
音楽リズム

1、のびのびと歌つたり、楽器をひいたりして表現のよろこびを味わう。2、のびのびと動きのリズムをたのしみ、表現のよろこびをあじわう。3、音楽に親しみ、聞くことに興味をもつ。4、感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。

### 絵画製作

1、のびのびと絵をかいたり、ものを作つたりして表現の喜びを味わう。2、感じたこと、考えたことなどをくふうして表現する。3、いろいろな材料や用具を使う。4、美しいものに興味や関心をもつ。

## △三▽

以上の諸項目は幼稚園教育の目標を達成するために、幼稚園終了までに幼児に指導することが望ましいねらいを分析して示したものであると思う。そしてこれらの領域に即して幼稚園はそれぞれの日案、週案、月案、年間計画をたてることになる。従来の幼稚園教育が幼児の成長発達を十分考慮しないで、読み書き数えの知的教育に偏したり、リズムや音楽、絵画や製作を教えるための教育計画がたてられたり、年中行事やごっこ遊び、遠足や見物だけで年間計画がうめられたりする傾向にあった。そんなものではなくて、もっと幼児の現在や将来の生活全体をみて、生産や消費面への協力とか、栽培や飼育などの経験とか清掃や美化の作業とかいったようなフレーベ

ルやデューリーが強調している「作業」とか「仕事」とかいうような実際生活につながりをもった世界を、児童相応にとりいれなければならない。従来の教育計画をみると、伝統的な年中行事や歌や踊りを中心として情操をはぐくむものに偏してはいる教育計画が多い。情操をはぐくむことはこの時期の教育にとってだいじであることはいうまでもない。しかし人類の社会は日々に進歩し発展している。生活内容も日々に変化しつつある。児童の体験も近代的な生活をとおしてゆたかにする必要がある。年中行事を重んずることはよいことである。しかしそれも伝統的な七夕祭やお月見、お正月やお節句などのような家庭的な行事だけにとらわれず、もっと近代的な文化的な社会的な国家的な行事、母の日の記念日、緑の週間、動物愛護デー、共同募金、防火運動、安全週間といった啓蒙的な公共的な社会行事は今日の生活に欠くことのできないものである。これを行事のためでなく児童にふさわしい仕方で教育計画のなかに組むことが望ましい。

この度の教育内容の改訂案は特に一年、二年という教育期間の相違および地域の実態を考慮して、その程度を適切に決めなければならぬと注意していることは正しいことである。子どもは粘土のように親や教師の思う通りにどんな型にも造られることはできない。また蠟のように溶かしては一定の型に流されることもできない。大理石のように彫刻家の思うような像に彫りあげることもできない。子どもの成長には順序があり、時間のかかることがある。階段を登ると同じように一段ずつ踏まなければならない。一度に二段も

三段も飛び越えて大きくなることはできない。だからいくら親や教師がよい子の像を描いても、子どもがそこまで身体的にも精神的にも成長していなければならぬものではない。だから世の親や教師はよい子になることを望む前に、まず子どもが年齢相応に身心が成長しているかどうかを考へることがだいじである。身心ともに健康に成長している子どもは年齢相応の能力を發揮するであろう。例えはボタンをはずしたり、つけたりすることを習い始めた二才児は四才過ぎになると服のボタンはめや紐結びが完全にできるようになり、六才過ぎると完全に自分で身仕度ができるようになる。

以上のように考へるとき、新しい教育要領が発表されたからといって、教師がそのなかにもらっている事項を直ちに教科目のように児童に教えこむようなことは正しくないことである。一般に望ましい原理や原則を頭の中で、机の上で計画し、それを発表することは容易なことである。しかしそれを現実に即し、生ける活動的な生命体に、そして一定の社会的環境で性格つけられている児童に、それを具体的に実現することは容易なことではない。条文や原理・原則を掲げることも非常に重要なことである。しかし児童期の教育に関する限り、われわれはまず望ましい児童教育者の養成こそがもつとも焦眉の急を要する重要な問題であると思う。一人のよき児童教育者は百万言の教育条項にまざるものである。条項を掲げることは容易である。しかしよき児童教育者をうることは至難である。われわれが文部省にもっと要請したい点はこのよき児童教育者をうる問題の解決ではないであろうか。